

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和6年1月23日（火）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 公立学校職員の懲戒処分及び文書厳重注意について
- ・ 紀南地域新高等学校の校名候補が決まりました
- ・ 県立夜間中学の校名候補が決まりました
- ・ 能登半島地震の被災地支援として三重県災害時学校支援チーム（第2次・第3次）を派遣します

質疑事項

- ・ 公立学校職員の懲戒処分及び文書厳重注意について
- ・ 紀南地域新高等学校の校名候補が決まりました
- ・ 県立夜間中学の校名候補が決まりました
- ・ フリースクール支援について
- ・ 訴訟事件の判決への対応について
- ・ 公文書部分開示決定及び公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

発表項目

○ 公立学校職員の懲戒処分及び文書厳重注意について

本日、公立学校教職員に対しまして、懲戒処分を2件、文書厳重注意の措置を2件行いました。小学校校長を停職処分とした案件、小学校主査を停職処分とした案件、県立学校校長を文書厳重注意とした案件、県立学校教諭を文書厳重注意とした案件で合計4件です。子どもたちや保護者の皆様、県民の皆様に、公教育に対する信頼を大きく損なうことになりましたこと、県教育委員会を代表して深くお詫びさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日1月23日です。処分の1件目ですけれども、桑名市立大山田南小学校校長、女性55歳を停職3月といたしました。これは公文書偽造に係る事案です。この者は、北勢第一地区教科用図書採択協議会の調査員に他校の教員2名とともに委嘱されて、代表として調査活動経費を同協議会事務局から現金、これは3万円ですけれども預かりました。この教科用図書採択協議会とはどういうものかと言いますと、小中学校で使用する教科書を複数の市町で決定する際に作る協議会でございます。北勢第一地区は、桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町で構成されておりまして、事務局は桑名市教育委員会に置かれています。この事案では、令和6年度以降に使用する小学校音楽の教科書の採択に向けた調査が委嘱されておりました。令和5年5月26日

に、この協議会の調査全体会、6月9日、23日に調査活動が行われたのですが、通常なら当日、他の2名の調査員に対して、調査活動経費より旅費を支払うべきところですが、支払いの準備ができていなかったため、この校長は後日支払うということで、2名の調査員から了解を得ました。そして、7月7日、この校長は事務局に調査経費報告書を提出するのですが、この際、本来なら他の2名の調査員に旅費を支払った上で、受領印をもらうべきところなのですが、旅費の支払いを先送りにしまして、自ら用意した他の2名の調査員の氏名印で不正に押印しまして、公文書である調査経費報告書を偽造し、同協議会事務局に提出しました。また7月14日にはこの校長の報告を不審に感じた協議会事務局からの確認に対しまして、他の2名の調査員から押印をもらった旨の虚偽の回答をいたしました。ちなみにこの2名の旅費は、合計で1,748円でございます。旅費の支払いを先送りにしたのは、事務処理が遅れていたためで、一方で報告書の提出期限が来ていたことから焦ってしまって、文書の偽造に至ったということです。旅費の着服を意図したものではありません。なおこの校長からは本日付けで辞職願が出ておりまして、処分の後、辞職を承認したところです。

処分2件目です。津市立千里ヶ丘小学校の主査、女性48歳を停職2月としました。これは交通事故の救護義務違反に係る事案です。この者は、令和4年11月14日勤務後、帰宅するため、自家用普通自動車を運転し、国道の信号機のある交差点を右折した際、自車の右前部を横断歩道上を歩行する女性の左腕に接触させまして、この女性に加療約8日間を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせました。事故後主査は、自車の右側に何か接触したような音が聞こえたため、停車してバックミラー等で確認したものの、事故を認知できず、必要な措置を行わずにそのまま走行を続けました。この結果、令和5年7月6日、救護義務違反によりまして、運転免許取消及び欠格期間3年の行政処分を受けました。なお懲戒処分が事故発生から1年以上遅れております理由ですけれども、まず行政処分の決定が令和5年7月6日と時間を要したということが1つ。さらに、この職員は、人身事故を起こした認識はないということで、救護義務違反の責任まで問う処分に対して、公安委員会に審査請求を行っていたことが、もう1つです。この審査請求が棄却されたのですけれども、棄却されたのが12月21日でしたので、その後の処分になったということをご理解ください。

続いてここからは懲戒処分に当たりませんが、文書厳重注意の措置事案を2件説明します。まず県立特別支援学校校長50代に対し文書厳重注意としました。これは先般報道がありました校長の不適切発言に係る事案です。この者は令和4年9月頃、同校教諭からある生徒への対応について相談を受けた際、その教員に対しまして、生徒への関わり方を自宅で飼っている犬への接し方に例えまして、構い過ぎて落ち着かなくなると大変だから距離を取った方がよい旨の不適切な発言をしました。

あともう1件ですけれども、県立高等学校教諭60代を文書厳重注意としました。これは体罰に係る事案です。この者は、令和5年10月30日、第1学年の担任を務める学級においてショートホームルームをしていたところ、他の学級の第1学年の生徒1名から、教室の前の扉から学級の生徒に声をかける行為を受けました。また教諭は掃除の時間中に再び教室

に現れた同生徒から笑いながら両腕を振られ、「おー」と言われました。教員は注意しようとして、右手で同生徒の制服の右奥襟を掴みまして、生徒は逃げようとしたけれども、教諭が制服を掴んだ手を離さなかったため、生徒に引きずられるようにして廊下を 15m 程度移動し、その後、生徒がバランスを崩し仰向けに倒れたため、教諭は生徒の体の上に座る形となりまして、他の教諭が 2 人を引き離すまで、両手で同生徒の制服の襟を強く掴みました。なお、このことによる生徒への怪我はなく、生徒、保護者とも教諭の謝罪を受け入れております。

今後の対応ですけれども、まず公文書の取り扱いについては、改めて適正な取り扱いについて周知徹底を図るとともに、教職員一人が常に自己の使命と職責の重大さを認識し、行動するよう徹底してまいります。交通事故については、県教育委員会作成の「コンプライアンス・ミーティング研修資料」を活用しまして、各学校において、交通法規の遵守を徹底してまいります。不適切な発言については、人権感覚あふれる学校づくりの推進を目的とした研修動画を全教職員に視聴させまして、人権尊重の意識を高めてまいります。体罰については、ハラスメントの理解を深めることをねらいとして、今ちょうど研修動画を作成したところでございますので、これを全教職員に視聴させ、教職員一人ひとりのハラスメントに対する認識や感度の向上を図ることとしております。

○ 紀南地域新高等学校の校名候補が決まりました

紀南地域新高等学校の校名選定について発表させていただきます。木本高校と紀南高校を統合しまして、令和 7 年 4 月に開校する新しい高校の校名につきまして、本日、県教育委員会定例会におきまして、校名選定委員会から提案された校名候補 3 案の中から 1 案選定しました。選定した校名候補は、熊野青藍（くまのせいらん）、三重県立熊野青藍高等学校ということです。この校名には、「青は藍より出でて藍より青し」のように、青い海に面した学び舎で、輝く「青春」を送り、故郷の誇りである熊野の海よりも広く大きな心を持つ「青年」に成長してほしいという願いが込められています。選定理由ですけれども、歴史ある熊野の地名に加えまして、青藍は紀南地域の青い海や青い空をイメージさせ、鮮烈な印象を与えてくれる。また、「青は藍より出でて藍より青し」は、弟子が師を超えて成長していくことを表した言葉でございまして、新校への思いや願いが感じられ、生徒が誇りを持つことができる校名としてふさわしいというふうに判断したものでございます。今後、県議会の議決を経て、今年度中に正式に校名が決定する予定です。

○ 県立夜間中学の校名候補が決まりました

次に、県立夜間中学の校名選定でございます。令和 7 年 4 月に開校する三重県立夜間中学の校名につきまして、県教育委員会事務局で選定した校名候補 3 案の中から、本日の県教育委員会定例会におきまして 1 案を選定しました。選定した校名候補は、みえ四葉ヶ咲（よつばがさき）、三重県立みえ四葉ヶ咲中学校です。この校名には、「四葉の 1 枚 1 枚には、それ

ぞれ願いが込められており、まだ芽吹いたばかりの生徒たちが卒業する頃には、素敵な四葉が心の中に咲いてほしい」という思いが込められています。選定理由ですけれども、校名とそこに込められた思いや願いが、県立夜間中学の基本構想案「一人ひとりの願いが 芽生える 伸びる 広がる学校」をより体現しているということと、四葉が咲くことが、多様な生徒が学び、それぞれの花を咲かせることをイメージさせ、未来に向かう希望を感じられるという理由でございます。今後、県議会の議決を経て、今年度中に正式に校名を決定する予定です。

○ 能登半島地震の被災地支援として三重県災害時学校支援チーム（第2次・第3次）を派遣します

三重県災害時学校支援チーム第2次・第3次の派遣についてです。三重県教育委員会では、県内外の大規模災害時に被災した学校の早期復旧を支援するために、専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員で構成します災害時学校支援チームを、3年前、令和3年1月に設置しています。石川県輪島市内の小中学校等の学校再開支援のため、現在、この第1次隊5名を1月19日から派遣中ですが、この第1次隊との交替で、第2次隊を1月25日から31日まで、第3次隊を1月30日から2月5日まで派遣することとしました。派遣人員はそれぞれ3名です。第4次以降の派遣についても調整中ですが、今後も、できればこのように3名1チームで1週間ずつ、引き継ぎがスムーズに進むように派遣期間を2日重ねる形で派遣していければというふうに考えています。現地での活動内容は資料に書いてありますが、輪島市教育委員会や現地の小中学校の校長等と意見交換しながら、支援ニーズに応じ動くこととしています。支援ニーズは日々変化していますが、現時点で、輪島市門前（もんぜん）地区の支援を実施しています。門前東小学校の校舎におきまして、地区の2つの小学校、1つの中学校の学校再開、これが明日再開される予定になっていますので、児童生徒を受け入れる教室の整備、これは部屋割りとか、教室内の備品の整備などです。それから現地教員の授業再開の支援、さらには学校事務の支援、これは学校事務職員が各種問い合わせや調査への対応に逼迫しているとの情報がありまして、その支援を行うものです。さらに、児童生徒のストレスがたまっているため、児童生徒からの相談を受ける体制づくりの支援等を行っています。

発表項目に関する質疑

○ 公立学校職員の懲戒処分及び文書嚴重注意について

（質）先ほど資料（1）の方が本日付けで辞職願が出て、辞職を承認したところですかということでしたが、他の方は特にそういうことはないということですか。

（答）はい。

（質）それと確か1,748円という話でしたが、自分の財布からパッと出して、とりあえず立て替えておくという気もあったと思うのですが、そういうのをしなかったという

のは。

(答) そうですね。実際には何も払わずに、受領印だけ自分で用意した印鑑について、書類を偽造したということになります。

(質) あと(2)の方ですけれども、「バックミラー等で確認したものの」とあるのですけれども、これは要するに、車を降りて確認しなかったということですか。

(答) そうですね。違和感を感じて、100mくらい進んだところで一旦止まったのですけれども、その時の確認が不十分だったということになります。

(質) 降りて確認しなかったということですね。

(答) そうです。

(質) 公文書偽造ということですが、何か以前も懲戒免職となった事案がありましたけど、そうじゃなくて停職3月という理由はなんですか。

(答) やはり、その事案の悪質性をしっかり見極める必要があるということで、今回は特段、校務に影響を与えていないし、どこにも損害を与えていない。しかも、お金を盗ろうという意図があったものでもないということです。自分の事務処理の遅れを何とかしようと焦ったところが原因ですので、前にあった偽造の公文書を裁判所へ出した案件のような悪質性はないというふうに判断しています。

(質) (1)の小学校の校長は、3月末まで不在のままいくのですか。4月に新しくなるのですか。

(答) まずは教頭が代行するのですけれども、桑名市教育委員会へ方針を聞いたところでは、できるだけそういう校長不在の期間を短くするようにしたいということですので、この後、桑名市教育委員会からどのように出てくるか分かりませんが、早めに手は打つように聞いています。

(質) (1)についてですけれども、最後の「7月14日、校長の報告を不審に感じた事務局の確認に対し」とあるのですけれども、この不審に感じたのはどういった点から感じたのか。

(答 教職員課) 実際に旅費は支払われていないのですけれども、その旅費を支払ったように受領印だけはあったものですから、それを不審に感じた。その他の2名の教員の学校から旅費を貰っていないという話が事務局にありまして、旅費を貰っていないけれども、手元の報告書には受領印があるものですから、そこに不審感が。

(質) あらかじめ旅費を支払っていないという情報は入っていたと。

(答 教職員課) はい。入っていました。

(質) (1)ですけれども、依願退職という理解でよろしいですか。

(答) そうです。

(質) 他の職員の2人も、この地域の小学校図書採択に関する調査を行うための活動経費ということですか。

(答) そうです。

- (質) 問題となったのは、支払わなかったことと偽造したということか。
- (答) 支払わなかったことというよりも、公文書偽造が一番問題でして、自分で用意した判を本人のものじゃない印鑑で受領証をついて、支払ってもいないのに受領証をついているということが問題です。もう1つは、事務局からの確認に対して、嘘をついている部分も我々としては加重要素として見えています。あと、校長ですので、そこも加重要素として見えています。
- (質) 氏名印はどうしたと言っているのですか。
- (答) 購入したと聞いています。
- (質) どこでどんな形で。
- (答 教職員課) すみません。どこで購入したかというのは、聞いておりません。
- (質) このために購入したのですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) つまり、1,700円程度を払ったことにするために、氏名印をわざわざ購入したという説明か。
- (答) そこは確かに思うのですが、どうも聞くところによると、教科書選定の報告書を書くのに、非常に事務処理が遅れていて、その旅費の手続きに至らなかった時に、おそらく印鑑を買えば手軽に処理できるというか、その部分は誤魔化していけるというふうに思ったのではないかと考えています。
- (質) 過去にはどうだったと聞いていますか。同様の氏名印を購入して書類に使ったというようなことはお尋ねになってますでしょうか。
- (答 教職員課) 確認しております。それはありません。
- (質) 今回が初めてであると。
- (答 教職員課) はい。
- (質) 結局、最終的に現金3万円は返還されたのか。
- (答) いいえ、3万円は旅費とか備品の購入で全部使い切っていると聞いています。
- (質) 使い切って、1,748円もその中から最終的には支払われていると。
- (答) 謝罪とともに支払われています。
- (質) 現金を預かったのは去年のいつ頃になるのか。
- (答 教職員課) 5月26日に預かっています。
- (質) 先ほどの話の中でちょっと確認を含めてなのですが、このためにわざわざ印鑑を購入したというお話だったと思うのですが、この印鑑は、本人の同意は得て買っているのか。それともそういう話を一切せずには買っているのか。
- (答) 一切していないと思います。
- (質) 資料(2)の女性なのですから、ひき逃げになるということですね。何という罪名になるのか。
- (答 教職員課) 救護義務違反です。

- (質) 道路交通法の。
- (答 教職員課) そうです。道路交通法の救護義務違反です。
- (質) これ「等」ですけど、あとは何が。
- (答 教職員課) 横断歩行者等妨害等違反です。あと、治療期間 15 日未満の軽傷、怪我のことです。その 3 点です。
- (質) 怪我を負わせたという過失運転致傷と。
- (答 教職員課) はい。
- (質) 今の交通事故の件で、この女性は逮捕されないまま起訴されてどうなったのでしょうか。
- (答) 書類送検で不起訴になっています。
- (質) 不起訴で起訴猶予ということですか。
- (答 教職員課) 不起訴処分でその理由として起訴猶予ということですか。
- (質) いつ付けになりますか。
- (答 教職員課) 不起訴処分は 7 月 27 日です。
- (質) この件で、書類送検が送致されたのはいつですか。
- (答 教職員課) すみません、わかりません。
- (質) この方が現場から離れて、この事故を起こしたというふうに特定されたのはどうしてか。
- (答 教職員課) 事故の翌日に警察がこの者から事情を聞いていまして、ドライブレコーダーを提出するように言いまして、ドライブレコーダーの画像を確認したところ、当たっていたと、車がもう当たっていたことがわかりましたので、そこで本人も認めたということですか。
- (質) 認めたのに不服の申し立てをしたのはなぜですか。
- (答 教職員課) そのつながりはよくわかりませんが、人身事故を起こした覚えがないという理由で審査請求をしています。
- (質) 人に当たったけれども怪我は負わせていないという意味ですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 資料 (1) の 1,748 円は教員 2 人の 5 月、6 月の出張を全部合わせて。
- (答) そうです。
- (質) 文書厳重注意の方なのですが、前に発表した時には、処分するかどうかも含めて検討するというふうに、処分にもいろいろと選択肢があったと思うのですが、改めてなぜ文書厳重注意だったのか。
- (答) まずこの案件で 1 つ我々が留意しなければいけないのは、児童生徒に直接発した発言ではない、同僚の教員同士の会話だったということです。私どもとしては、公の事象になる前に一定事前に食い止めた案件だと思っております、そのところは実際に子どもに対して発した案件とは少し差を設ける必要があると思っております。ただ、発した

のは校長ですので、県民の皆様の信頼を損なうことになりましますし、何よりも児童生徒に不安を感じさせることになりましますので、そういったことの社会的な責任の重さを考えて、文書注意にしたということです。私から直接交付させていただきました。

(質) 処分が一番重いのは懲戒処分。

(答) 懲戒に、免職、停職、減給、戒告と4段階あります。その下に措置があつて、訓告、文書嚴重注意、口頭嚴重注意と3段階あります。

(質) 低い方ですか。

(答) 措置の中では真ん中です。

(質) 懲戒と措置。処分ではなく措置。

(答) 措置と言います。

(質) 犬に関する発言以外に、調査をした結果、他に何か不適切な発言は出てきましたか。

(答) それ以上の問題発言というのは、我々としては把握しておりません。

(質) 確認ですけれども、研修みたいなことは続けられていらっしゃるか。

(答) そうですね。10月からずっと研修をしております、人権教育とか特別支援教育とか、そういう研修を県教育委員会から職員を派遣して研修をしております、年度末まで続ける予定です。

(質) 頻度は。

(答 人権教育課) 月2回程度です。

(質) 措置の場合は、性別は出ないのですか。

(答) そうですね。措置の場合は基本的には公表しないと決めているのですけれども、最近では体罰とかそういうことで、文章注意とか訓告となるものがあつて、それは公表する必要があるだろうということで、子どもたちの安全・安心な生活に関する措置に関しては、公表していこうということにしております。懲戒処分とは別の公表基準がありまして、そこに今回書かせていただいているように、年齢もそのままの年齢ではなくて、何十代というような書き方でしていくということに我々としては、基準を決めております。

(質) つまり公表はできないということ。

(答) そういう形の公表ということで、基準を決めて一律にそのようにしています。調べればわかる話なのですけれども、一応ここではそのようにさせていただきたいと思ひます。

○ 紀南地域新高等学校の校名候補が決まりました

○ 県立夜間中学の校名候補が決まりました

(質) 夜間中学と紀南新高校ですね、県議会の議決を経て正式に決定するというのがあるのですけれども、県議会というのは2月議会。

(答) 2月ですね。2月19日に議案上程をしてという。

(質) 選定方法はどのような感じ。2つともですけど。

(答) 紀南新高校と夜間中学は別の方法をとつていまして、紀南の方は、校名選定委員会と

いうのを作っておりまして、そこで今までずっと議論してきていただいております、その中で、投票なども実施しています。

(答 教育政策課) 校名選定委員会の中で、まず校名を公募という形で、これは全国の方が公募できるのですけれども、そういう形でさせていただきました。そして挙がってきた校名から、地域の子どもたちに投票させるために、一定絞るという作業をさせていただきました。それは校名選定委員会の中で、17名の委員がみえるのですけれども、地域の代表とか同窓会代表とかいろいろおりますけれども、投票によって、11案、最終的に絞りました。そしてこの11案をさらに地域の児童生徒の投票を経て、その結果と併せて、あと17人の委員さんの投票という形をさせていただきました。定例会の資料の中に入れさせていただいたのですけれども、そのプロセスを経て、最終的に子どもの投票数が17になるように、そして、委員の投票が17人ですから17票ということにさせていただいて、協議をした結果、合計数の上位から3案を絞ったと。そういう形で3案に絞らせていただきました。

(質) 3案に絞って青藍に決まったのか。

(答) それは、今日の教育委員会定例会の中で議論して、その3案の中で青藍に決めました。

(質) その3案というのは、得票数は出せますか。

(答 教育政策課) 得票数は、定例会の資料2というところにあるのですけれども、熊野青藍というのが、委員票が5票、子ども票が5票、合わせて10票になります。熊野は委員票3票、子ども票2票の合わせて5票です。七里御浜(しちりみはま)は、実は熊野灘(くまのなだ)と同数になりました。これが委員票3票、子ども票1票、同じく4票ずつになりましたので、最終的には3位の決選投票をさらに行いまして、こちらが合わせて34票になるのですけれども、七里御浜が19票、熊野灘が15票ということで、七里御浜を候補にしました。

(答 小中学校教育課) 夜間中学の方はまず、昨年9月21日から10月31日まで公募をいたしました。その公募が、全部で347件、311種類の応募がございまして、この応募のあった校名の中から、夜間中学の基本方針を今議論している夜間中学設置検討委員会という有識者会議がございまして、この委員の意見を踏まえまして、我々事務局で10案を選定いたしました。その10案について、夜間中学は学びの多様化学校を目指しているということで、現役の中学生等も含め関係してくることから、公立の中学校生徒、新しく夜間中学が設置される県立みえ夢学園高等学校の生徒、教職員、また現在夜間学級体験教室「まなみえ」に通ってくださっている生徒の方々、夜間中学の設置検討委員会の委員の方々を対象に投票を実施しました。その投票結果が本日の教育委員会定例会の資料1についている結果でございます。この結果を踏まえて、我々事務局で3案を選定し、今日の教育委員会定例会で1案に決まっていたという経緯でございます。

(質) 347件という公募は全国から。

(答 小中学校教育課) これは県内公募です。

(質) まなみえというのはどういう意味ですか。

(答) 今現在、夜間学級体験教室というのをやっていて、その名称が「まなみえ」ですね。

(質) 県議会で、エビデンスはちゃんと取っていますよということを言いたいのでしょ、教育委員会としては。

(答) 透明な形でさせていただいていますよということです。

(答 小中学校教育課) あともう1つ最大の狙いは、夜間中学の認知度を上げていきたいというところに課題を感じていまして、今こういうことが動いているということを広く県民の皆様知っていただきたかったということがございます。

(質) 教育長として、それぞれ候補が決まりましたけれども、ご覧になった印象とか思いがありましたら。

(答) まず3案に絞られた時点でどの案も、どれが選ばれても、素晴らしい案だなと思っております。紀南の方は、どの案も大自然に関する名前ですし、その地域に関する名称が入っていますので、非常に愛着なんかも湧く名前ですし、どれでも良いのかなと思っていたのですけれども、熊野青藍は地名の他に青藍という言葉がついていまして、この部分がやっぱり奥深いものがあって、「青は藍より出でて藍より青し」という言葉もありますけれども、この言葉が、弟子が師を超えていくことを表すことでもあります。そういった意味合いが含まれているというところとか、イメージの鮮烈さが伝わっていくというところで、やはり各委員の支持を集めたというふうに考えております。夜間中学も、どれも素晴らしいものなのですが、結局愛着、親しみやすさでまなみえを取るか、それとも夜間中学の理念と合致した四葉ヶ咲を取るかで、教育委員の意見も分かれたのですけれども、その後しっかり議論をする中で、どちらかという、他の公立中学校と特段の区別のないような名前の方がいいだろうということで、四葉ヶ咲の方に、皆さんがいいだろうということになって、最後、決を採りましたけれども、全会一致で四葉ヶ咲になりました。

(質) 全会一致なのですか。

(答) はい。熊野青藍も、最初の皆さんの意見の表明の時点で、熊野青藍を全員が選んで、最初から全会一致でした。四葉ヶ咲は最初、教育委員の意見を聞いたときは2対2でございまして、それで私に回ってきたのですけれども、そこで私が言うと決まっちゃいますので、1回私はコメントだけをしてそのまま議論を続けまして、最後、議論が出尽くしたところで、決を採ったところ、全会一致となりました。

(質) 明日葉も捨てがたい。

(答) そうですね。

(質) 教育長としてはもう、この2つに愛着を持って欲しいという思いはありますか。

(答) そうですね。四葉ヶ咲というのは、やはり夜間中学の基本方針「芽生える 伸びる 広がる」に加えて、円滑な運営で4つの柱になるのですけれども、それともしっかりフィットしておりますので、そのあたりもしっかりと我々としてはアピールしていきたい

なというふうに思います。

(質) これで校名も今、候補が決まってだんだん現実味を帯びてきていますが、改めて教育長としての両校、どのような学校になってくれたらいいかの期待を聞かせていただけますか。

(答) そうですね。令和7年4月に開校いたしますので、令和6年度中にカリキュラムをしっかりと定めまして、紀南の方は高校生が自分の歩んでいく道を見つけ出して、今後しっかりと羽ばたいていていただくような学校にしたいと思っています。それぞれ今、紀南高校、木本高校で特徴ある教育をしておりますので、その伝統もしっかり受け継ぎながら、しかも、校舎が両方ありますので、その2つの校舎の交流なんかもしながら、しっかりと充実した教育ができるような、そういう高校にしていきたいと思っています。夜間中学の方は、今回初めて実施するところですので、まずは募集なんか、しっかりしまして、入ってくる皆さんの意向も聞きながら、柔軟に求められるような教育をしていきたいというふうに思っています。学びの多様化学校も併せてやっていきますので、各中学校にもしっかりと広報しまして、必要な場合にはこちらを使っていただくことも選択肢に置いていただけるように取り組んでいきたいと思っております。

(質) 記念品はもう決まりましたでしょうか。

(答) 今、検討中です。これは3案の元々の提案者の数が大分違いましたので、今まだ決めてないのです。他の七里御浜も熊野もちょっと提案者が多かったのです。記念品もその人数に応じて選ばなければならないので、今日校名が決まりましたのでこれからしっかりと選定してまいります。

(質) ちなみに、みえ四葉ヶ咲と提案された方はお1人でしたか。

(答) お1人です。

(質) 熊野青藍は。

(答) お1人でした。

(質) 1人。いずれも1人ずつですね。

(答) はい。

(質) どこの方からというのは。

(答) 申し上げます。熊野青藍を提案いただいたのは、御浜町にお住まいの年齢は40代の男性です。それから、みえ四葉ヶ咲を提案いただいたのは、津市在住の10代の女性です。県立みえ夢学園高等学校の定時制の生徒です。

○ フリースクール支援について

(質) フリースクールの関係なのですが、先日、知事査定で制度案が出されていましたが、改めてこの対象者について。

(答) 経済的支援が必要な方に限定しました。

(質) 一方で、例えば、所得制限をなくすなど、そういう制度設計の仕方もあると思ったの

ですけど、このいわゆる厳しくした理由とは。

(答) 考え方として、今おっしゃられた考え方はあると思います。今、不登校の生徒の4割が学校内外のどの機関にもつながっていないという実態がありますので、できるだけ学校内外のどこかの機関につながっていただくためにも、フリースクールをたくさん利用していただくという選択肢があるので、そこをできるだけ所得制限を設けずに皆さんに支援するという選択肢はあるのですけれども、重点取組の中で提案していていますので、あまり1つの事業にお金をかけすぎるのはどうかという部局運営上の思惑もございまして、まずは、今必要とされているのは、利用料が高くて行きたくてもいけないという子どもを支援するという事で、まずは第一歩として、そういう生活保護の方とか、就学支援を受けている方に絞った形にさせていただきました。

○ 訴訟事件の判決への対応について

(質) 訴訟事件の対応への、判決への対応について、これは報告事項ですが資料には盛り込まれていませんでしょうか。

(答) これは県立学校の元教諭が平成29年度に在籍していた学校で当時の管理職から出張の取り扱いについて指導を受けたことがあったのですが、その時に揉み合いになって、この原告が心臓発作をその時に起こして救急搬送されたということがございました。その後の県教育委員会の調査も適切に行われなかったということで、そのことなどが不法行為に当たるとして損害賠償として120万円を求めていたものなのですけれども、この原告の請求は棄却されたということです。

(質) これは津地裁でしょうか。民事訴訟ということですね。

(答 教職員課) 津簡易裁判所です。

(質) 津簡裁で、判決はいつ出たというふうにお聞きになっています。

(答) 12月7日です。

(質) 請求棄却ということですから、教育委員会としてはもう、あくまで報告があったということにとどめるわけですか、控訴等の。

(答) 原告は12月25日に控訴したというふうに聞いておりますけれども、まだ現時点では控訴状が送達されておきませんので、控訴理由等の詳細は不明ですけれども、控訴状が送達された場合には、内容を精査のうえ適切に対応してまいりたいと思います。

(質) 一審の方では県教委の主張は認められたというふうには考えられるわけなんでしょうか。

(答) そうですね。結局、揉み合いとなったことは認められるものの、教頭から暴行行為を行なったことは認められないとか、教頭や校長が原告からの休憩の申し出や病気休暇を拒否したことはなかったことなどから、原告の主張する不法行為が認められないということですので、こちらの主張が認められております。

(質) 県としては、県教委としては請求棄却を求めて争っていくということですね。

(答) そうですね。

○ 公文書部分開示決定及び公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

(質) 公文書の公表。公開、非公開に対するこの審査の過程ですけれども、これ資料ですが、その裁決について、このいじめの事案で、これについては、これどうだったという、つまり県教委としては、一部は公開するという決定をしたということでしょうか。

(答) 情報公開・個人情報保護審査会から、全部非開示みたいなそういう、たくさん黒塗りするのは駄目ですよ。やっぱりこういう議論というのは公益性があるので、それを個人が特定される部分とか、そういう部分は非開示でもいいですけれども、開示できる部分は開示してくださいというような決定がありましたので、それに我々も従って開示できるものはしていこうというふうにさせていただくということです。

(質) これは、そうすると公表されるのはもう、今日の定例会の方で公開を決めたということになるのでしょうか。

(答) そうですね、審議会からの答申に従ってこのようにしていくということを決めたということです。

(質) 近く、そうすると請求のあった方には、一部は、個人名等は非開示でしょうけれども、近く公開するという方向になると。わかりました。

以上、16時50分終了